

【現行の資格】

[県支部資格]

平成9年度で廃止

責任技術者

日水協岡山県支部の
給水装置工事に関する資格

筆記試験
指定工事店制度に利用

完全移行

平成10年度から移行

給水装置工事主任技術者

給水装置工事に関する国家資格(厚生労働省)
※試験は平成9年度から(財)給水工事技術
振興財団が行っている。

責任技術者の資格は、昭和55年から市町村ごとの資格を日水協岡山県支部の資格とした。

平成9年度に水道指定工事業者制度に対する規制緩和によって、水道法が改正され、責任技術者資格を廃止し、厚生労働省の国家資格となった。

それまでの責任技術者は移行手続き(講習会受講)によって平成10年度から給水装置工事主任技術者に移行している。責任技術者資格は有効でなく、名簿管理もしていない。

[県支部資格]

配管工

日水協岡山県支部の
給水装置工事に関する資格

実技と筆記試験
現場作業能力

継続

[県支部資格]

① **配管工**

日水協岡山県支部の
給水装置工事に関する資格として継続
県支部での試験は平成9年度で廃止

配管工の資格は、昭和55年から市町村ごとの資格を日水協岡山県支部の資格とし、試験も開始した。

平成9年度の規制緩和の流れにより、宅内施設(個人財産)に関係する配管工とは別に配水管技士の資格を設ける。配管工資格試験は廃止。

令和8年4月開催の県支部役員会にて
資格を廃止することが決定

令和8年は更新手続きあり

(有効期限) 令和13年

令和9年以降は更新手続きなし

一部移行

[県支部資格]

平成9年度から移行
② **配水管技士**

日水協岡山県支部の
配水管布設工事に関する資格として継続
県支部での試験は平成13年度で廃止

①配管工は給水装置工事に関する資格として今も名簿管理継続中。(資格有効。更新なし)

②配水管技士は配水管布設工事に関する資格として試験開始。平成8年度までの配管工資格者で移行手続き(H9,10講習会)を受けた者は配水管技士に移行させた。その後は試験合格者のみ。

平成13年度で廃止。平成14年度から登録者資格更新手続きが始まる。

県支部試験にかわって

③ **配管技能者**

(財)給水工事技術振興財団
給水装置工事配管技能者講習会
(給水装置工事に関するもの)
※講習会は平成11年度から開始

配管工のうち、配管工技術講習会受講者(H12実施)は(財)給水工事技術振興財団から給水装置工事に関する配管技能者と同等の者として認定された。

また、配水管技士の資格者のうち、平成12年度県支部試験合格者も認定されている。(例外的に認定)

財団から移行期間延長の連絡を受け平成14年に実施した配管工技術講習会は認定のため内容申請中。(H14.12現在)

④ **配水管技能者**

日水協本部 配水管工技能講習会
(配水管布設工事に関するもの)
※講習会は平成14年度から開始(中四国)

配水管技士の試験は、平成13年度で廃止し、これにかわる講習会は日水協本部が配水管工技能講習会として実施。講習会修了者は配水管技能者(耐震管継手)として登録される。

県支部配水管技士は配水管技能者(一般継手)として認定された。